

小学校休業等対応助成金についてのお知らせ

日頃から、本市の教育活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

保護者の皆様に、「小学校休業等対応助成金」についてお知らせいたします。

小学校等で新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業等（学級閉鎖も含む。）が行われた場合やお子様が小学校等を休む必要がある場合（学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合）に、労働者（保護者）が仕事を休まざるを得ない場合があります。その場合に、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度が「小学校休業等対応助成金」です。

この制度は、事業者が労働者に対して行った配慮に対するもの、かつ労働者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただくことを目的とするものではありませんが、保護者の皆様にもこのような制度があることをお知りおきいただきたく、周知させていただきました。

この制度の対象期間や対象の学校種などの詳細については、厚生労働省 HP に掲載されていますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

また、特別相談窓口やコールセンターでも相談を受け付けていますので、必要に応じてご利用ください。

なお、本制度にかかる学校や教育委員会へのお問合せはご遠慮ください。

【お問合せ先】

○ 特別相談窓口（厚生労働省福岡労働局）

092-411-4764（受付時間：8時30分から17時15分）

土曜日・日曜日・祝日を除く

○ 小学校休業等対応助成金コールセンター

0120-60-3999（受付時間：9時から21時）

土曜日・日曜日・祝日を含む

北九州市教育委員会
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局